

玉津処理場他
維持管理業務委託契約付加条項

神戸市建設局

神戸市（以下、「甲」という。）と本件入札落札者（以下、「乙」という。）とは、委託契約約款、本維持管理業務委託契約付加条項に基づき契約書を作成し、業務委託契約を締結するものとする。

I 委託契約書頭書記載事項

（業務実施期間）

委託業務の履行に係る期間（業務実施期間）は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

II 委託契約約款に付加する条項

（用語）

第1条 本契約において用いる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「要求水準書」とは、本件入札において甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (2) 「業務遂行能力等評価書」とは、本件入札に際し乙が甲に提出した業務遂行能力等評価書一式をいう。
- (3) 「要求水準書等」とは、「要求水準書」及び「業務遂行能力等評価書」をいう。
- (4) 「業務計画書等」とは、「基本計画書」、「年間業務実施計画書」、「月間業務実施計画書」、及び、甲が指示し乙が作成した計画書をいう。
- (5) 「対象施設」とは、要求水準書に定める対象施設をいう。
- (6) 「不可抗力」とは、本契約締結後に生じた暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、感染症、その他自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、「要求水準書」において基準が定められている場合は当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲以外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

（仕様書）

第2条 委託契約約款第1条第1項、第9条第1項、第18条第6項、第19条第1項、第21条第3項において、「仕様書」とあるのは「要求水準書」と、第15条第1項において、「別紙仕様書」とあるのは「別紙要求水準書」と読み替える。

（業務履行場所）

第3条 業務履行場所は、要求水準書に定める対象施設とする。

（リスク分担）

第4条 本事業範囲における対象施設の運転・維持管理上の責任は、原則として乙が負うものとする。ただし、不可抗力によるものや下水道管理者として甲が責任を負うべきものはこの限りではない。甲乙のリスク分担については別紙1のとおりとする。

（委託業務）

第5条 乙は、本契約書の各条項、要求水準書等に従い、委託業務を誠実に実施しなければならない。

- 2 委託業務の履行にあたり乙が達成しなければならない最低限の水準は、要求水準書等に定めるとおりとする。
- 3 乙は、本契約書、要求水準書等に特別の定めがある場合、又は甲と乙との別段の協議が成立している場合を除き、委託業務を実施するために必要な一切の手段をその責任において定める。

(自家用電気工作物の保安業務)

第6条 乙は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する対象施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を行うため、乙の従業員のうち玉津処理場に常時勤務する者から当該自家用電気工作物の電気主任技術者を選任するものとする。

- 2 前項の場合において、甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務が適切に行われるよう、次の各号を約する。
 - (1) 設置者（甲）は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
 - (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
 - (3) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
- 3 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、乙が別途定める保安規程のほか、自家用電気工作物の保安の確保に係る規程等を遵守しなければならない。

(委託料)

第7条 委託料は、固定費と変動費により構成されるものとする。固定費及び変動費については処理水量の変動にかかわらず変動しないものとする。

- 2 委託料の予定額及び内訳は、別紙2のとおりとする。
- 3 委託料の見直しと精算は、別紙3により行う（処理水量の変動に伴う精算を含む）。
- 4 固定費については対象施設運転停止の場合でもこれを支払うものとし、第18条の減額に従う。
- 5 契約解除等により月の業務期間が1ヶ月に満たないときは、日割計算とする。

(委託料の支払方法)

第8条 委託料は暦月ごとに分割して支払うものとし、各月の支払額は別紙2に記載の当該年度の委託料の予定額を当該年度の委託期間の日数で除した当該月の日数を乗算して得た額とする。当該金額に万円未満の端数があるときは、その端数金額は当該年度の最後の部分払い金額に合算する。

次の各号の精算がある場合は、当該各号に定める月に精算した額を当該月の支払額とする。

- (1) 処理水量の増減に伴う委託料の精算（別紙3 2.（1））
年度末の月
- (2) 電気料金（特別高圧・高圧のみ）の燃料調整費、再生エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整費の精算（別紙3 2.（2））
6月（4～6月分）、9月（7～9月分）、12月（10～12月分）、3月（1～3月分）
- (3) 要求水準等未達時の委託料の減額がある場合の精算（別紙3 3.）
「甲が改善したことを確認した日」の属する月
- (4) 業務評価結果に基づく委託料の精算（別紙3 4.）
年度末の月

(5) 上記(1)、(2)の精算を要するときは、乙は、当該月の委託料の請求までに甲にその額を通知しなければならない。

(6) 上記(3)、(4)の精算を要するときは、甲は、当該月の委託料の請求までに乙にその額を通知しなければならない。

(委託料の支払手続)

第9条 乙は、毎月の委託業務終了後、その履行を証するため要求水準書に定める業務報告書を翌月の7日以内（土日祝、年末年始を除く）に甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の履行状況を調査し、又は報告を求めることができる。

3 乙は、前2項の規定による検査に合格したのちに、甲に対し委託料の支払を請求するものとする。

(業務責任者代理)

第10条 対象施設が24時間運転操作を要する施設であることから、乙は、委託契約約款第14条に規定する業務責任者を対象施設内での業務に従事させることができないときは、要求水準書に定める総括責任者を業務責任者代理として選任し、業務責任者の業務を代理させるものとする。

(特許権等の使用)

第11条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他に日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、本条において「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったことを明らかにしたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第12条 乙は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、甲に承諾された場合、改良工事、運転の変更等を乙の負担にて行い、その概要を甲に報告しなければならない。

4 甲は、第1項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、委託料を変更する。なお、具体的な変更額は甲乙協議とする。

(保険)

第13条 乙は、第三者損害賠償保険等、乙が責を負うべき事由により生じた損害等に対応する保険に加入しなければならない。

2 乙は、前項の保険に加入後速やかに、保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(法令変更等)

第14条 乙は、甲が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項を遵守しなけ

ればならない。

- 2 甲は、新たに関係機関等との間で協定書、合意書等を締結した場合は、その内容を速やかに乙へ通知するものとする。
- 3 本契約締結後に法令変更等が行われ委託業務の実施に追加費用が生じるときは、甲乙協議のうえ、甲が合理的な範囲でこれを負担する。
- 4 法令変更により要求水準書又は業務計画書等の変更が可能となり、係る変更により乙の委託業務実施の費用が増額又は減額するときは、甲乙協議により要求水準書又は業務計画書等の変更を行い、委託料を増額又は減額するものとする。

(施設の増設、設置及び改築)

第15条 施設の増設、設置及び改築は、甲の責任と負担により実施する。

- 2 乙は、甲が実施する施設の設置、増設及び改築に際し、円滑に進められるよう協力しなければならない。

(不可抗力)

第16条 甲乙いずれかが不可抗力により本契約の履行を継続できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を行った者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、本契約の履行の再開が可能となるときまで、本契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方についても同様とする。

(要求水準等の未達の場合の処置)

第17条 乙の業務報告又は甲の実施する履行状況の確認その他により要求水準を満たさないこと(可能性を含む)(以下、「要求水準等未達」という。)が判明した場合には、甲又は乙は速やかにその旨を相手方に通知する。甲は、追加の資料の提出及び当該業務に関し改善措置の要求(業務改善要求書)を乙に求めることができる。

(委託料の減額等)

第18条 要求水準等未達への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用を含む。)は全て乙が負担するものとする。ただし、当該要求水準等未達の発生等の原因について、不可抗力、その他下記に示す理由等により、乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合は、当該費用のうち合理的な部分については甲が負担するものとする。

- (1) 対象施設の能力を超える量又は水質の下水が流入した場合
- (2) 施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合
- (3) その他乙の責に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合

- 2 前項の費用を甲が負担する場合の方法については、甲乙協議により定めるものとする。
- 3 要求水準書に規定する要求水準を達成できなかった場合(乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合を除く。)には、別紙3の「3. 要求水準等未達時の委託料の減額精算」により委託料を減額精算するものとする。
- 4 前項の減額を行う場合において、当該事由に係る委託契約約款第5条の規定は適用しないものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第19条 甲又は乙は、委託期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃

金水準又は物価水準の変動により委託料が不適當となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。ただし、別紙2 変動費の内、電気料金の変動は対象外。

- 2 前項の規定による請求は、委託期間の残期間が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
- 3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残期間委託料と変動後残期間委託料との差額のうち変動前残期間委託料の1000分の15を超える額につき、委託料の変更（契約変更）に応じなければならない。
- 4 変動前残期間委託料及び変動後残期間委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「委託契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、委託料の変更（契約変更）を請求することができる。
- 7 第6項の場合において、委託料の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

（乙の帰責事項による解除）

第20条 委託契約約款第26条第1項に以下の各号を追加する。

(12) 乙が本契約の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(13) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。

（乙の解除権）

第21条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の都合による契約内容の変更のため、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。

(2) 契約履行の中止期間が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

- 2 前項により本契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、乙は、その損害（ただし、逸失利益は含まない。）の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除後の措置）

第22条 委託契約約款第26条第1項の規定により本契約が解除された場合において、甲が新たな維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間（最大6ヶ月間）は、乙は責任を持って維持管理を継続するものとし、係る費用等の詳細については別途協議する。

（違約金の支払額）

第23条 委託契約約款第31条第1項、第3項、第32条第3項、第33条第4項、及び第34条第1項において、「契約金額の10分の1に相当する額」とあるのは「契約金額の10分の1に相当する額 ただし、1,000万円を上限とする」、委託契約約款第31条第3項において、「契約金額の100分の5に相当する額」とあるのは「契約金額の100分の5に相当する額 ただし、500万円を上限とする」

と読み替える。

- 2 甲は、前項の規定する違約金を、委託契約約款第3条に規定する保証金をもって充当し、又は、乙の委託料請求権その他甲に対する債権を相殺することにより徴収できるものとし、なお不足があるときはこれを追徴する。

(支払限度額)

第24条 本契約において、各会計年度における委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、別紙2「支払限度額」のとおりとする。

- 2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

別紙1 責任範囲

表 本業務に係るリスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク負担者	
			甲	乙
法令等の遵守	1	乙が本業務の履行上で関係する法令の遵守の責任		○
制度・法令の変更	2	本委託に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○	
	3	上記以外のもの		○
税制の変更	4	消費税の変更	○	
	5	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
	6	その他、本業務に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○※1	○※1
第三者賠償	7	甲の帰責事由によるもの	○	
	8	乙の帰責事由によるもの		○
	9	施設の不備による事故によるもの	○	
	10	施設の劣化によるもの（No.11維持管理の不備による場合を除く）	○	
	11	維持管理の不備によるもの		○
	12	上記以外の事由によるもの	○※2	○※2
第三者からの損害	13	甲の帰責事由によるもの	○	
	14	乙の帰責事由によるもの		○
	15	上記以外の事由によるもの	○※2	○※2
住民対応	16	行政サービスに係る住民苦情・要望に関するもの等	○	
	17	上記以外のもの		○
環境問題	18	乙が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、悪臭等）		○
	19	上記以外のもの	○	
物価変動	20	業務期間内の物価変動に関するもの	○※3	○※3
債務不履行	21	甲の債務不履行により本業務が実施できない場合	○	
	22	乙の業務放棄、破綻等により本業務が実施できない場合		○
	23	乙の債務不履行により本業務が実施できない場合		○
不可抗力	24	天災（暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常天災現象）、人為的（戦争、テロ、暴動等）等、通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害、修復のため業務実施に遅延、中止等によるもの	○	
要求水準未達	25	維持管理業務における要求水準未達		○
	26	不可抗力等上記以外での要求水準等の未達	○	
計画の変更	27	甲の帰責事由による業務内容及び計画の変更によるもの	○	
	28	乙の帰責事由による業務内容及び計画の変更によるもの		○
維持管理業務の遅延	29	甲の帰責事由による維持管理業務開始の遅延	○	
	30	乙の帰責事由による維持管理業務開始の遅延		○
原料・ユーティリティ	31	電気・ガス等の供給停止に関するもの	△※4	○※4
	32	電気・ガス等の使用量の変動	△※5	○※5
施設の損傷	33	甲発注の工事等による委託対象施設の損害、施設機能の不足	○	
	34	施設・設備の老朽化、通常劣化によるコスト増大	○※6	○※6
	35	乙の帰責事由に伴う事故・火災等による対象施設の損傷等		○

施設の損傷続き	36	乙が管理業務を怠ったことによる対象施設の損傷等		○
処理水量、雨水排除量の変動	37	水量の変動に伴う委託料の増減	△※5	○※5
電気料金単価	38	電気供給条件等の改訂（電力料金の改訂等）	○	
	39	燃料調整費、再生エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整費	○	
業務終了時の手続き	40	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○

凡例)表中「○」印は主たるリスク、「△」は従たるリスクを示す。

※1_制度の内容に合わせて適切な負担者を決定する。

※2_発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定する。

※3_物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、調整する。詳細については、第19条による。

※4_自家発電設備等により通常対応可能な範囲においては、乙の負担とする。通常可能な範囲外の場合は甲が負担する。

※5_原則として乙の負担。処理水量の増減に伴う一部の電気代の増減については精算する。詳細については、別紙3による。

※6_詳細については、要求水準書第2章第7項1. ※4により、適切な負担者を決定する。

上記以外のリスク及びリスク内容の詳細については甲乙協議し定める。

別紙2 委託料の予定額と支払限度額

想定処理水量に基づく各年度の委託料の予定額及び内訳は下表のとおりとする。

(単位：年間想定処理水量はm³、他は円)

年 度		令和 8 年度	令和 9 年度	合 計
年間想定処理水量		26, 242, 505	26, 314, 403	52, 556, 908
支払限度額（税込）				
固定費	運転管理等業務費			
変動費	その他業務費 （法定・定期点検、清掃・剪定・除草、浚渫等）			
	ユーティリティ等費	光熱水費※1※4		
		薬品費※2		
		燃料費		
		消耗品費		
	電気料金※3※4			
小 計				
消費税等相当額				
合計（予定額）				

※1 特別高圧(玉津処理場)以外の電気料金を含む

※2 高分子凝集剤、その他の薬品代(ポリ硫酸第二鉄溶液、次亜塩素酸ソーダは甲が支給するため対象外)

※3 特別高圧(玉津処理場)の電気料金

※4 金額には特別高圧・高圧の燃料調整費、再生エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整費を含まない(3か月ごとに精算払い)。

別紙3 委託料の見直し

委託料を下記の手順により見直す。ただしその金額の上限は別紙2「支払限度額」までとする。

1. 委託料の契約変更

(1) 電気料金（特別高圧・高圧のみ）

関西電力㈱の電気供給条件（特別高圧・高圧）等が改訂された日を基準に乙の申し入れにより、その日以降の電気料金の契約変更を行う。

なお変更額は、関西電力㈱の電気供給条件等における「基本料金」の変化率（＝改正後の基本料金／改正前の基本料金）と「電力量料金単価（1kWhつき）」の変化率（＝改正後の電力量料金／改正前の電力量料金）により甲が算出する。

(2) 消費税

消費税率が変更された日に、それ以降の消費税の見直しを行う契約変更を行う。

2. 委託料の精算

下記精算の方法は当該年度末の支払額と相殺し精算する。

(1) 処理水量の増減に伴う委託料の精算（金額は全て税別）

処理場において各年度の処理水量の実績値が確定した場合、各年度の委託料（別紙2 変動費の内、電気料金）の増減を次式により算定し精算する。（精算対象は玉津処理場のみとする。）

想定処理水量：別紙2 記載の当該年度の年間想定処理水量（ m^3 ）

実績処理水量：当該年度に処理した実績処理水量（ m^3 ）

なお、実績処理水量は甲が提示した数量とする。

委託料（別紙2 変動費の内、電気料金）の精算額算出方法（1年度分）

表1の玉津処理場の年間の想定電力使用量

（太陽光発電設備により発電した電力量除く）（kWh）（A）

別紙2 記載の当該年度の変動費の内、電気料金（円）（B）

当該年度の使用電力量当たり電気単価（円/kWh）（C）（小数点第3位以下切り捨て）

＝（B）÷（A）

年間電力使用量の増減量（kWh）（D）（小数点第1位以下切り捨て）

＝0.3573（kWh / m^3 ）×（実績処理水量（ m^3 ）－想定年間処理水量（ m^3 ））

委託料（別紙2 変動費の内、電気料金）の精算額（円）（万円未満切捨て）

＝（C）×（D）

(2) 電気料金（特別高圧・高圧のみ）の精算

燃料調整費、再生エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整費は次の算式により算定し、3か月ごとに月の支払い分に加算する。

「各月の想定電力使用量（表1）×（各月の燃料調整費単価（税込）＋再生エネルギー発電促進賦課金単価（税込）＋市場価格調整単価（税込）（3つ共に関西電力㈱が発表する単価）」の3か月分の合計

有効数字は小数点以下2桁とし、月ごとに計算後万円未満を切捨てとし3か月分を合計する。

3. 要求水準等未達時の委託料の減額精算（金額は全て税別）

要求水準書に規定する要求水準を達成できなかった場合において委託料を減額する額は、下記の式により算定する。当該金額に万円未満の端数があるときは切捨てとする。下記精算の方法は「甲が改善したことを確認した日」の属する月の支払額と相殺し減額精算する。

① 要求水準書第2章第1節第4項1.（1）①の遵守基準が未達

減額する額＝（当該年度の委託費のうち運転管理等業務費（別紙2）の金額）
÷ 3 6 5（令和9年度は3 6 6）×（要求水準未達日数^{※1}）

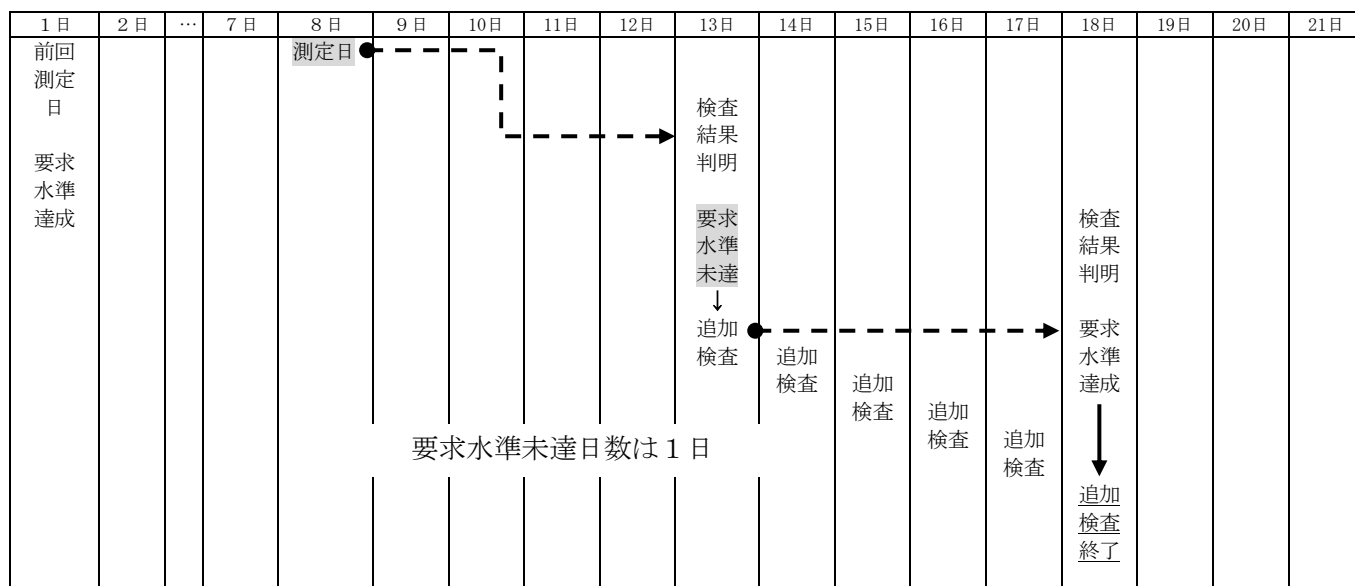
② 要求水準書第2章第1節第4項1.（1）②が未達

減額する額については甲乙協議の上決定

※1 要求水準未達日数：要求水準未達日（甲が乙に通知した日）から甲が改善したことを確認した日（甲が乙に通知した日）の前日までの日数。
ただし、放流水質は定期検査の結果が判明するのが検査実施日から時間がかかるため、以下のとおり（ケース1及びケース2）要求水準未達日数を決定する。

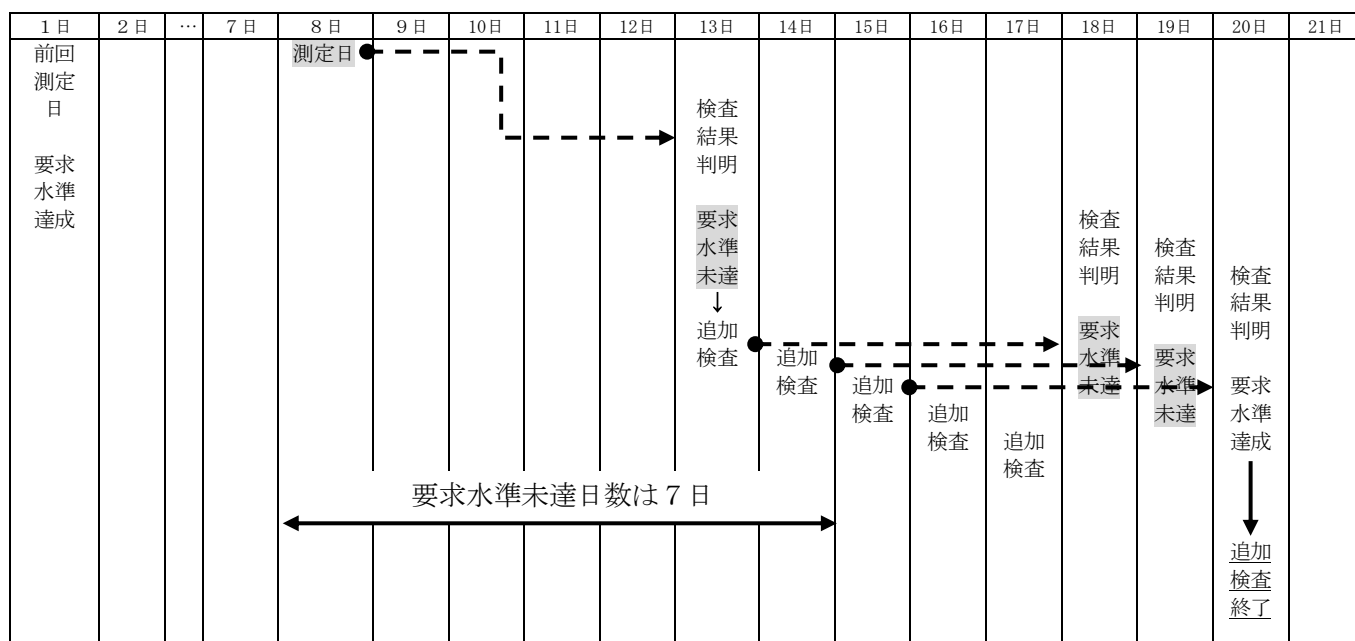
【ケース 1】

定期検査の結果、要求水準の未達が判明し（下例では 13 日）、即日追加検査を行った結果が要求水準を達成した場合は、要求水準未達日数は 1 日とする。



【ケース 2】

定期検査の結果、要求水準の未達が判明し（下例では 13 日）、その日以降に追加検査を行った結果が複数日数要求水準を達成した場合は、当初の測定日（下例では 8 日）から要求水準未達が発生した最終日（下例では 14 日）までの全日数を未達日数とする。（下例では未達日数は 8 日から 14 日までの 7 日となる）



4. 業務評価結果に基づく委託料の精算（金額は全て税別）

別紙「評価基準」に規定する評価指標の点数に基づき、当該年度の委託費のうち運転管理等業務費（別紙2）の金額を増額する。

増額する金額は評価内容が生じた又は実施した月に関わらず1年分とし、下記の式により算定する。

金額に万円未満の端数があるときは切り捨てとする。精算の方法は当該年度末の支払額と相殺し増額精算する。

なお、増額する評価内容は当該年度のみの評価とする（別紙「評価基準」に次年度以降も評価を継続する旨記載がある項目を除く）。

増額する額＝

（当該年度の委託費のうち運転管理等業務費（別紙2）の金額）
×（評価点数）÷100

但し、上限は500万円。

表 1 想定電力使用量

施設名		玉津処理場※ ¹ (吉田ポンプ場含む)	上池ポンプ場		岩岡ポンプ場	分室	園地（緑道）	
							照明	エレベーター
契約種別		—	従量電灯A	低圧電力	高圧電力BS	従量電灯B	公衆街路灯B	低圧電力
受電電圧（V）		22,000（常用/予備）	低圧電灯	低圧電力	6,600	低圧電灯	低圧電灯	低圧電力
契約電力		2,700kVA	—	46kVA	272kVA	11kVA	—	6kVA
力率（%）		100%	—	90%	100%	—	—	80%
想定 電力 使用量 (kwh)	4月	882,000	140	560	51,700	87	1,110	130
	5月	910,000	150	580	50,400	92	1,070	130
	6月	892,000	150	600	55,100	112	990	120
	7月	939,000	160	750	57,100	82	1,050	130
	8月	928,000	140	860	51,700	112	1,100	120
	9月	892,000	210	720	55,900	87	1,200	130
	10月	894,000	150	600	48,800	71	1,310	130
	11月	856,000	140	570	48,500	70	1,370	130
	12月	881,000	220	710	47,200	101	1,600	150
	1月	891,000	180	750	47,900	87	1,280	120
	2月	818,000	150	710	47,100	85	1,230	120
	3月	908,000	160	610	45,200	92	1,270	130
	合計	10,691,000	1,950	8,020	606,600	1,079	14,580	1,540

※1：太陽光発電設備により発電される電力除く。なお、太陽光発電設備による想定年間発電量は61,000kwh

表 2 想定薬品使用量

	ポリ硫酸第二鉄	高分子凝集剤	次亜塩素酸ソーダ ^ダ
想定年間使用量（kg）	594,000	55,000	209,000

※ポリ硫酸第二鉄と次亜塩素酸ソーダは、甲が乙に支給する。

(別紙)評価基準

番号	分類	項目	性能保証	評価指標		点数
1	要求水準	第2章第1節 第4項1.(1)	③エネルギー原単位年平均1%以上の低減	達成した		+0.15
2	汚泥処理の改善	第2章第1節 第5項17	脱水ケーキ量削減	提案を行い且つ提案にそった運転を行った(年間含水率82%以下かつ脱水機の均等稼働(稼働時間のばらつきが最大と最低時間で10%以下(やむを得ない理由で運転不可な時間を除く))が前提)	年間脱水ケーキ量: 10,000.01 ～10,500.00 t	+0.7
					年間脱水ケーキ量: 10,000.00 t以下	+1.5
3	委託者の要望等への対応		委託者の要望等に対して協力的(委託者が書面での対応等を依頼した内容のみ評価対象) (対象事例:工事に伴う運転変更、災害発生時や緊急時の仕様以外の対応依頼等)	適切である		1件当たり+0.1
4	業務品質の向上等		委託業務のコスト削減に関する提案 (提案に対して委託者が承諾しそれに基づく委託料の減額(契約変更)を行う場合のみ評価対象)	提案を行い且つ提案内容を実現した		甲乙協議にて決定

増額又は減額とする評価は当該年度のみ対象とする。
ただし、番号2、4の評価内容が次年度以降も継続される場合、同評価を継続する。